

令和4年 第11回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和4年11月 7日					
3. 開催通知の期日	令和4年11月 7日					
4. 招集期日	令和4年11月30日					
5. 招集場所	文化センター3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	12	下田和浩	出
	2	湯本久万	出	13	小池俊治	出
				14	齊藤蝶次郎	出
	5	山口 剛	出	15	佐藤次雄	出
	6	望月美知子	出	16	白鳥金次	出
	7	福井敏彦	出	17	湯本貴文	出
	8	渡辺輝子	欠	18	上原 仁	出
	9	湯本 浩	出	19	山本善孝	出
	10	藤浦忠広	欠			
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		梨本祥子			欠
	書 記		石川政志			出

1.1. 報告事項

- 報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第27号 農地法施行規則第29条第6号による届出について
- 報告第28号 農地法第5条の規定による許可の変更について

1.2. 提出議案

- 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第32号 農用地利用集積計画の承認について

1.3. その他

農業委員会活動記録について  
当面の日程について

<開会>

会長代理 皆様、ご苦労さまです。

それでは、ただいまより令和4年第11回山ノ内町農業委員会定例総会を行いたいと思います。

まず、最初に欠席なんですが、8番の渡辺輝子委員、10番の藤浦忠広委員から欠席という連絡をいただいております。

それでは、招集者挨拶、山本会長よろしく願いいたします。

<招集者挨拶>

会 長 皆さん、こんにちは。

11月の最後ということで、まだ農作業は残っている中、お忙しい中ありがとうございます。また、周りを見ますと紅葉も終わりまして、あしたから12月ということで、予報を見ますと大分気温が下がってくる予報であるということで、これから雪の日もまた少しずつ続くかなという時期なんですけれども、去年度みたいにこの冬が大雪にならないことを祈っているわけですけれども、大雪降らないように祈るばかりであります。

それで、先月下旬に推進委員の湯本智明さん亡くなったわけですけれども、当委員会として、上原代理と私と事務局のほうで告別式のほうにお参りということで行ってまいりました。その中で、活動費の中からということで袋のほうで香典を出してきたわけですけれども、皆さんにまたご報告だけしておきます。

それと、11月16日の日ですけれども、長野県の農業委員大会が松本のキッセイホールで行われまして、皆様のお手元に黄色い袋の中にありますが、それをまた参考にして見ていただきまして、今後の活動に生かしていただきたいと思います。

それと、11月21日の日なんですけれども、北信越ブロック女性農業委員研修会があったみたいなんですけれども、女性対象ということで私は行きませんでしたけれども、出席された議員さんの方、大変ご苦労さまでした。

それと、あとは今日の定例会ということであるわけですけれども、また、皆さんお疲れのところなんですけれども、定例会よろしく願いいたします。

以上で、終わります。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。

それでは、議事の進行を山本会長、よろしく願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 4番の議事録署名委員の選任ですけれども、今日は

6番 望月美知子 委員

12番 下田和浩 委員

お願いいたします。

<議事>

議 長 それでは、議事に入りたいと思います。

(1) 報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料の1ページをお願いします。報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月7件ございます。

まず、1件目ですが、農地所有者、〇〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、ほか7筆、面積合計が1万575平米、あっせんの希望はありません。

2件目、農地所有者、〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、ほか11筆、面積合計1万2,162平米、あっせんの希望はありません。

3件目ですが、農地所有者、〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、ほか8筆、面積合計1万1,148平米、あっせんの希望が一部ありまして、14ページにあっせん希望農地を載せております。

続いて4件目ですが、農地所有者は3件目と同じく〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、ほか2筆、面積合計2,919平米、あっせんの希望はありません。

5件目ですが、農地所有者、〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地は大字寒沢字〇〇〇〇〇-〇、ほか3筆、面積合計2,326平米、あっせんの希望はございません。

6件目ですが、農地所有者、〇〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、ほか6筆、面積合計1万2,077平米、あっせんの希望が一部ございまして、資料15ページにあっせん希望農地を載せてございます。

続いて7件目、農地所有者、〇〇〇〇、相続者、〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-1、ほか10筆、面積合計1万5,733平米で、あっせんの希望はございません。

以上、報告します。

議長 ありがとうございます。報告事項ではありますけれども、何かご質問ある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら、次に進みます。

(2)報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料2ページをお願いします。報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月5件です。

1件目ですが、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は田で、面積が1,549平米、通知人、賃貸人が〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇の〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人が亡くなったためとなります。

2件目ですが、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は田で、面積が1,967平米、通知人、賃貸人が〇〇の〇〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇の〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人が亡くなったためとなります。

3件目ですが、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が1,288平米、通知人、賃貸人が〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇の〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人が亡くなったためとなります。

4件目ですが、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が1,006平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、所有権を移転するためというものです。

5件目ですが、所在地は大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は田で、面積が753平米、通知人、賃貸人が〇〇の〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労働力不足のためとなります。

以上、5件を報告します。

議長 ありがとうございます。この件の報告事項ですけれども、この件について、質問ある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら、次に進みます。

(3) 報告第27号 農地法施行規則第29条第6号による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いします。報告第27号 農地法施行規則第29条第6号による届出について、今月1件ございます。

所在地ですが、大字寒沢字〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、字〇〇〇〇〇-〇、地目は全て台帳は畑、現況は〇〇〇-〇は宅地ですが、それ以外は畑となっております。面積は4筆合計で75.21平米、農地区分は2種農地に該当しまして、護岸ブロック設置ということで、令和元年度に発生した台風19号の災害により、寒沢川の護岸が洗掘された、この復旧工事を行うというもので申請人は山ノ内町ということになっております。

資料ですが、位置図16ページにつけております。この農地自体が令和4年10月28日に登記されたもので、登記完了証を17ページ、ほかに18ページから20ページに地積測量図をつけてございます。

以上、報告になります。

議長 ありがとうございます。  
この報告事項について、ご質問がある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら、次に進みたいと思います。

(4) 報告第28号 農地法第5条の規定による許可の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 続きまして、資料4ページをお願いします。報告第28号 農地法第5条の規定による許可の変更についてということなんですけれども、こちらの案件ですが、令和4年8月に行われた農業委員会で、農地転用許可されたものですが、その中に変更があるということで報告をさせていただきます。

まず、対象の所在地ですが、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は156平米、農地区分は3種農地に該当しまして、そこに個人用住宅を建築するという案件でございました。

申請人は〇〇の〇〇〇〇、受人は〇〇〇の〇〇〇〇〇となっておりますが、渡人が〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに名前が替わったということで、今回変更ということになりました。なお、申請内容と農地ともに変更はありませんので、今回は報告とさせていただきます。

以上になります。

議長 ありがとうございます。  
この報告事項について、ご質問がある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら、次に進みたいと思います。

(5) 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 すみません。初めに訂正を2か所お願いします。

6ページをお願いします。4件目なのですが、申請地の農地の面積の合計なんですけれども、818とあるんですが、正しくは817.93平米となります。

もう1か所なんですけれども、6件目の農地の面積なんです、3,082平米とありますが、正しくは4,487平米となります。訂正お願いいたします。

それでは、資料5ページをお願いします。

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月6件です。

1件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積・耕作面積ともに、2万6,961平米、家族総数2、稼働人員が2です。受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積3万2,962平米、耕作面積2万9,037平米、家族総数4、稼働人員が2です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇、ほか10筆、現況地目は畑で合計面積が2万5,734平米となります。

契約内容は使用貸借で、こちら息子さんとの農業経営移譲の再設定となります。再設定のため、位置図のみ27ページから29ページに載せております。

2件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積・耕作面積ともに4,495平米、家族総数2、稼働人員が1です。受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積3万4,638平米、耕作面積2万7,177平米、家族総数2、稼働人員が2です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が2,146平米となります。契約内容は売買で価格は20万円となります。

理由ですけれども、渡人につきましては、労力不足のため経営規模の縮小、受人につきましては、ワラビの栽培で経営規模を拡大となっております。

位置図を30ページ、公図を31ページに載せておりますが、場所につきましては千歳桜から約480メートルほど、北に位置する農地となっております。

続きまして、資料6ページをお願いします。

3件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積4,245平米、耕作面積3,077平米、家族総数2、稼働人員が1です。受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万666平米、耕作面積1万3,579平米、家族総数4、稼働人員が2です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が948平米となります。契約内容は売買で価格は3万円となります。

理由ですけれども、渡人につきましては高齢のため経営規模の縮小、受人につきましては、ブドウの作付で経営規模の拡大となっております。

位置図を32ページ、公図を33ページに載せておりますが、場所につきましては千歳桜から約200メートルほど、北東に位置する農地となっております。

4件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万6,728平米、耕作面積1万3,111平米、家族総数1、稼働人員が1です。受人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積2万7,214平米、耕作面積2万9,101平米、家族総数4、稼働人員が2です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、合計面積が817.93平米となります。契約内容は贈与で、理由ですけれども、渡人につきましては労力不足のため経営規模の縮小、受人につきましては、柿の栽培で経営規模の拡大となっております。

位置図を34ページ、公図を35ページに載せておりますが、場所につきましては、横倉の諏訪八幡宮から約500メートルほど、南東に位置する農地となっております。

5件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積・耕作面積ともに1万4,812平米、家族総数3、稼働人員がゼロです。受人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積・耕作面積ともに7,978平米、家族総数4、稼働人員が3です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇、現況地目は畑で、合計面積が3,697平米となります。契約内容は売買となります。こちらなんです

が、先月の農業委員会で3条許可をいただいた案件ですが、受人の諸事情があり、登記は息子さんの〇〇〇〇さんの名義ではなく、父の〇〇〇〇さん名義で登記したいということで、今回3条許可のやり直しの申出がありました。

位置図を36ページ、公図を37ページに載せております。

最後に6件目ですが、こちらは競売物件のため受人のみの単独申請となります。受人は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積1,163平米、家族総数2、稼働人員が2です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、現況地目は田で、合計面積が4,487平米となります。

契約内容は競売ということで、長野地裁において開札の結果、受人が最高価買受申出人となったため、3条許可申請を求めるものでございます。

位置図を38ページ、公図を39ページに載せておりますが、場所につきましては、旧北部公民館から約180メートルほど、東に位置する農地となっております。参考までに落札額は131万円でございます。

以上6件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

それでは、5ページの1番の案件から補足説明を湯本久万委員、お願いいたします。

湯本久万委員 父親の〇〇〇〇さんから息子さん、後継者の〇〇〇〇さんへの経営移譲ということで、再設定ということなので問題ないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問がある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 2番の案件について、湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 渡人の〇〇〇〇さんには労働力不足ということで、畑がやっつけられないということ、それとこの土地、もともと〇〇〇〇さんのお父さんの代に〇〇〇〇さんのほうに一旦お譲りした土地なんですけど、〇〇〇〇さんのほうで、これがちょっと耕作できないということで、〇〇〇〇さんのほうに相談があって、買い戻すかということになって売買ということが成立したそうです。現況は、やっぱりワラビを作ったりしていて、一応草刈り等の管理はしてあって、野菜等も作ってしているというところなので問題ないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 6ページの3番の案件について、湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 渡人の〇〇〇〇さんもやっぱり高齢のため耕作できないということで、〇〇〇〇さん、もともと農業というよりもサラリーマンということで、勤務されていることが多くて、畑はちょっとやっていないということで、この土地、〇〇〇〇さんではない違う方に貸してあったんですが、その方もちょっとなかなか手が回らないということで、〇〇〇〇さんのほうに買ってこないかという話を持って行って成立したということでもあります。〇〇〇〇さんのほうは広く農業、前からやっていらっしゃるし、問題もない方です。よろしいかと思っております。ひとつよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
それでは、4番の案件について、補足説明を齊藤蝶次郎委員、お願いいたします。

齊藤委員 渡人の〇〇〇さんは、2年前にこの土地を所有したわけなんですけど、今年、〇〇〇の方にお譲りするという、もうちょっとやっつけていかれないということで、お譲りする内々のあれがありまして、ところがその方はその土地は要らないという話になっちゃったもので、そのそばに持っている〇〇〇〇さんがちょうど今、市田柿、「市田柿」という名前は使っちゃいけないのかな、柿を作っていて、柿を買ってまで作っているんだけど、家のそばということでその土地を場所的にいって、そんなによくない場所なもので、名義そのまま贈与という形で引き受けるということになりました。問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
それでは、5番の案件について、同じく齊藤委員、お願ひします。

齊藤委員 先ほど事務局からも報告があったように、家庭の事情で受人を父親の名義にするということで、内容が内容なだけあって、あんまり立ち入ることができないのかな、実際問題は家族全員で農業をやっているんで問題ないと思いますので、お願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
6番の案件について、福井委員、お願ひします。

福井委員 柳沢側の規模を拡大のために農地を移しまして、米とかソバの作付を予定しております。そういった建物と現地を見てきましたけれど、2年ほど耕作をされていない状況でありましたが、草刈り等ここの処理しっかりされておりました。農機具もそろっており、本人も意欲的であり問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
続きまして、(6)議案第32号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料10ページをお願いします。議案第32号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月公社との売買が6件、利用権設定の再設定が3件の計9件です。  
まず、売買のほうから申し上げます。1件目ですが、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇、移転する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、合計面積が1,228平米です。利用目的はリンゴとなっております。所有権の移転時期、対価の



湯本貴文委員 土地を売買ということですが、〇〇さんの広く農業やっているんですが、いろいろちょっと広くやっていて自分でも高齢になって、ちょっと手が回らないということと、この土地のちょうどすぐ隣に住居されている〇〇さんという方にお売りすることなんです、一応〇〇のほうを経由して売買するというので、話が進んで図られるものです。両方、真面目にやっている方ですので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 それでは、2番、3番、4番、5番、同じ案件ですので、その案件に補足説明を湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 この4件の土地なんですが、全部隣接している土地でして、これ合計するとかなり広い面積になります。4件の方、同じ方に今現在のところ貸して、畑を今やっていると、借りている人は〇〇の〇〇さんという方で、その方に今度全て譲るということで、皆さん合意されて今回の話になりました。畑もしっかり管理されておりますし、問題ないかと思っておりますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。 それでは、2番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 続きまして、3番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 続きまして、4番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 続きまして、5番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 それでは、6番の案件について、補足説明を湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 この畑につきましては、〇〇さんが以前から借りて作っておられました。地主さんの要望で今回この土地を買うということになりました。地主さんの要望により〇〇を通してというもので売買するものです。しっかり今までも作ってこられたことでありますので問題ないと思います。お願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 続きまして、利用権設定の件につきまして1番の案件について、補足説明を湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 この1番の案件なんですが、担当は今日お休みの渡辺さんに言われたんですが、私のほうに先日ちょっと今日来れないから説明してくれという依頼がありまして、

そのままお伝えします。聞いた話なんですが、〇〇さんのほうはやっぱり10年ぐらい前から同じところを借りて耕していらして、ブドウなんかも自分で棚を立てたりしてやっているということですし、しっかりやってあるということ、また、再設定ということでもありますので問題ないということでお話がありました。よろしいかと思しますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決ということです。2番の案件について、湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 この畑につきましては、〇〇〇〇さんの両親が野菜を作るために借りて、以前より借りて野菜を作っております。来年につきましても、しっかり野菜を作るという話を聞いておりますので問題ないと思っております。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。3番の案件について、私が補足説明をいたします。〇〇〇さんですが、高齢ということで畑のほうの作業ができなくなってきたということで、数年前から〇〇〇〇〇さんが栽培されているわけですが、〇〇〇さんは菌茸栽培ということで力を入れていたわけですが、パートさんとかが入って余力が出てきて、畑もできるということで栽培されています。畑のほうの管理を徹底されているので、また再設定でもありますし問題はないと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。これで、今日の議事は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

会長代理 山本会長、進行ありがとうございました。それでは、6のその他、農業委員会活動記録簿について、事務局より説明をよろしくをお願いします。

<その他> 農業委員会活動記録について  
当面の日程について

会長代理 以上をもちまして、第11回山ノ内町農業委員会定例総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後16時45分